

令和3年（行ウ）第5号

石垣市平得大俣地域への陸上自衛隊配備計画の賛否を問う住民投票において投票することができる地位にあることの確認請求事件

原告 金城龍太郎 外2名

被告 石垣市

## 証拠説明書

令和4年6月30日

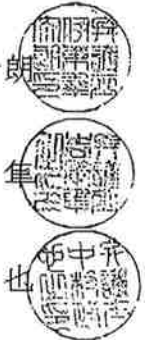
那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

被告訴訟代理人

弁護士 伊 東 幸太

同 吉 本

同 中 村 政



乙号証	標 目 (原本・写しの別)	作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨	備考
1	判決 (那覇地方裁判所 令和元年(行ウ) 第14号、第15号)	写し R2.8.27	那覇地方裁判所民事第2部・裁判長 裁判官平山馨、裁判官小西圭一、裁判官立仙早矢	前訴第一審判決の内容	
2	判決 (福岡高等裁判所 那覇支部令和2年 (行コ)第3号)	写し R3.3.23	福岡高等裁判所那覇支部・裁判長 裁判官大久保正道、裁判官	前訴第二審判決の内容	

				本多智子、裁判官平山俊輔		
3	地方自治国家ニッポン！憲法92条の現在的定位	写し	R3.10月	公益財団法人地方自治総合研究所 (上智大学大学院法学研究科長・北村喜宣)	憲法92条をプログラム規定と解釈することは一般的であること。	

以上